

(資料提供)
 令和元年10月18日
 課名 食品生活衛生課
 担当者 中村
 電話 082-513-3106

食中毒警報の解除について

令和元年6月24日(月)に発令した食中毒警報を、本日(10月18日(金))10時に解除しました。食中毒警報の発令日数は、116日でした。

- 1 食中毒警報の発令期間：6月24日(月)～10月18日(金)
 (発令日数：解除日は含まず。)

2 発令期間中の集団食中毒発生状況*

	警報発令日数	事件数	有症者数	発令期間
令和元年度第1号	116日	1件	16名	6月24日～10月18日
平成30年度第1号	100日	1件	30名	6月18日～9月26日
平成29年度第1号	93日	4件	68名	6月21日～9月22日

※広島市、呉市、福山市を含む(有症者6名以上)

3 集団食中毒発生状況* (1月1日～10月18日)

	事件数	有症者数
令和元年	7件	153名
平成30年	5件	165名

※広島市、呉市、福山市を含む(有症者6名以上)

4 解除に至った実測値(前3日間平均)

区分	気温(℃)		湿度(%)		不快指数	判別値 (0.0550未満)
	平均	最高	平均	最大		
	17.0	22.5	57.7	71.7	61.5	-0.5404

【警報の発令基準】

大阪管区広島地方気象台で観測された各日の気象条件(最高気温、平均気温、最大湿度、平均湿度)の前3日間の平均した数値を用い、次の式によって計算した値が原則として「0.0550」以上となったとき発令する。

$$-2.4998 + (0.1456 \times \text{最高気温}) + (0.0096 \times \text{最大湿度}) - (0.0326 \times \text{不快指数})$$

報道機関へのお願い

食中毒警報が解除されても、食品の取扱いが悪ければ食中毒は発生します。今後も、食品の取扱い(食中毒菌を『つけない』・『増やさない』・『やっつける』)について十分注意するよう、県民への啓発をお願いします。また、食中毒警報発令期間中のご協力ありがとうございました。